

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う健診業務の休止について

この度、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の首都圏での流行拡大に対して、政府より千葉県を含む地域に対して「緊急事態宣言」が発令されました。

これを踏まえ、緊急事態宣言の期間においては、対象地域に所在する医療機関での特定健康診査等を行わないことと通達がなされました。

したがって、緊急事態措置を実施すべき期間、令和2年4月7日から5月6日までの間につきましては、人間ドック・健康診断を休止させていただきます。

また、現在ご予約をいただいている皆様には、随時お電話にて日程変更等の調整をさせていただきます。

ご予約をいただいている皆様、保険者様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、感染拡大の危険に直面している状況下ですので、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

令和2年4月9日

健康管理センター